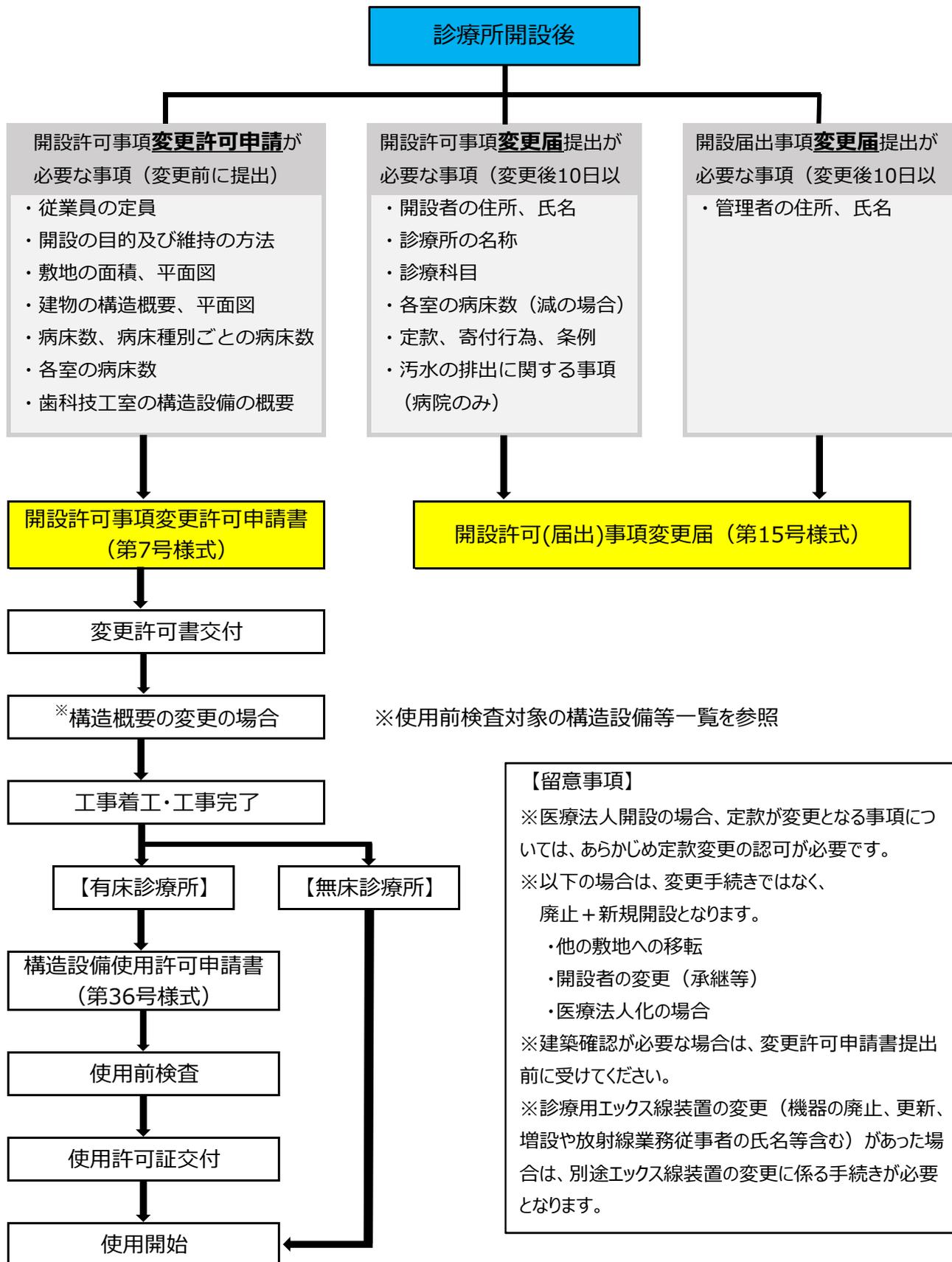


◆変更手続きのフロー（医師、歯科医師以外の者（医療法人等）が開設する場合）

R4.4.1 作成



※使用前検査対象の構造設備等一覧を参照

【注意事項】

- ※医療法人開設の場合、定款が変更となる事項については、あらかじめ定款変更の認可が必要です。
- ※以下の場合、変更手続きではなく、廃止+新規開設となります。
 - ・他の敷地への移転
 - ・開設者の変更（承継等）
 - ・医療法人化の場合
- ※建築確認が必要な場合は、変更許可申請書提出前に受けてください。
- ※診療用X線装置の変更（機器の廃止、更新、増設や放射線業務従事者の氏名等含む）があった場合は、別途X線装置の変更に係る手続きが必要となります。

<問い合わせ先> 川崎市健康福祉局保健所 医事・薬事課
 TEL : 044-200-2494
 E-mail : 40iziyak@city.kawasaki.jp